

UQコミュニケーションズ株式会社 から提出された臨時報告の 概要及び確認の結果

平成26年5月31日

この資料は、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）に基づき、UQコミュニケーションズ株式会社から提出された平成25年度第4四半期の報告（※1）において、屋外基地局及び屋内基地局の開設状況に遅延が認められたことから、総務省が遅延に対する平成26年5月末時点の改善計画の提示を求めたところ、同社から臨時の報告（※2）が提出されたので、その概要をとりまとめ、確認の結果とともに公表するものである。

※1 広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局（2,625MHzを超え2,645MHz以下の周波数を使用する特定基地局）の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）に関する四半期報告。

※2 開設指針において、認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならないこととなっている。

<報告概要>

1 屋外基地局及び屋内基地局の開設の遅延状況

屋外基地局については、工事業者作業のひっ迫や関係事業者との干渉調整が難航したこと等により、現在も遅延している。

屋内基地局については、設備の開発及び工事設計認証取得の遅延により、現在も遅延している。

高度BWA（下り速度150Mbpsを超えるBWA）に係る基地局については、現在、開設計画に沿って順調に増加していると認められる。

2 開設計画に対する遅延の改善計画

屋外基地局については、工事業者の増強を図る等の対策を講じることにより、平成26年度第1四半期において平成25年度目標値を達成し、その後は各年度の目標値を上回る見込みとなっている。

屋内基地局については、工事設計認証取得が遅延している基地局を平成26年度第2四半期から、開発が遅延している基地局は平成26年度第3四半期から第4四半期にかけて開設を始めることにより、平成25年度目標値は平成26年第3四半期に、平成26年度目標は平成27年度第2四半期に達成し、その後は各年度の目標値を達成できる見込みとなっている。

<確認結果>

今後、改善計画の進捗に注視していくとともに、更に早期の遅延解消が実現するよう、必要に応じて改善計画の見直しを求めていくこととする。